

議案第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 31 日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）により、条例改正の必要が生じたが、組合議会を招集して、その議決を経る時間的な余裕がないことが明らかであるため、埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 3 項の規定により、本案を提出するものである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第
１７９条第１項の規定により、埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成２５年条例第２０号）
の一部を次のように改正する。

第１９条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９
項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。